

# 申告の準備はお早めに

所得税と住民税の申告受付が、2月から始まります。申告時期になって慌てないよう、早めに必要な書類を準備しておきましょう。

## 申告の前に準備するもの

### 給与所得者・年金所得者の方は

- ・平成25年分給与所得の源泉徴収票
- ・平成25年分公的年金等の源泉徴収票
- ※必ず原本を用意してください。

### 農漁業等の事業を営んでいる方は

- ・事業の収支が分かる書類
- ・経費に計上するものの領収書
- ・償却資産申告書の控え
- ※償却資産の申告は、1月中旬にお済ませください。

### 所得控除に必要な書類

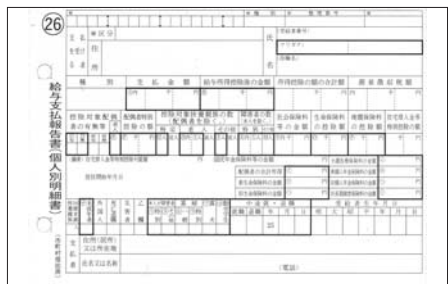
- ・生命保険料控除証明書

方は、必ず確定申告をしていただくこととなります。その際は、前年の平成25年度（24年分）確定（修正）申告書の控え全部を、忘れないように持参願います。

## 事業主の皆さんへ

### 給与支払報告書の提出をお忘れなく

従業員、アルバイト、青色申告の事業専従者などに対して給与等を支払っている方は、給与等を受け取った方が平成



給与支払報告書は、市区町村長あてに提出し、源泉徴収票は、従業員等へ渡してください。

26年1月1日現在に居住している市区町村長あてに、給与支払報告書を提出しなくてはなりません。提出期限は、1月31日（金）となっておりますので、忘れずに提出してください。

## 償却資産の申告は早めに

償却資産申告案内書の指定期日での申告をお願いします。指定期日で都合がつかない場合は1月31日（金）までお願いいたします。

新規事業者が事業用資産（家屋・自動車等は除く。）を取得した場合は償却資産の申告が必要です。

町民税務課課税係  
46-1372

## 障害者控除対象者認定書の交付

所得税及び住民税の申告に際して障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳等の提示が必要ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた場合、同様の控除を受け

ることが出来ます。

◇対象者 65歳以上の要介護認定を受けている方で、次のいずれかに該当する方

- ①障害者控除に準ずる方
- ・知的障害者（軽度・中度）に準ずる方
- ・身体障害者（3級～6級）に準ずる方
- ②特別障害者控除に準ずる方
- ・知的障害者（重度）などに準ずる方
- ・身体障害者（1級または2級）に準ずる方
- ・常に就床を要し、複雑な介護を要する状態の方（寝たきり高齢者）

## おむつ使用確認書の交付について

所得税及び住民税の申告に際しておむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」

## おむつ使用確認書の交付について

所得税及び住民税の申告に際しておむつ代の医療費控除を受ける場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」

## 20歳になったら国民年金に加入しましょう

20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆さんのなかには「年金なんて先のことだから関係ない」と思っている人はいませんか。

国民年金は、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やけがで重い障害が残ったとき、家族の働き手がなくなったときに年金を受け取ることができる制度です。日本国内にお住いの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

### 加入手続きが必要な方は

学生や自営業者などの方で、20歳になって第1号被保険者となる方（学生、自営業者等、無職の方も含まれます。）は、住民登録している市区町村で手続きをしてください。サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

### 保険料は月額15,040円

国民年金の第1号被保険者の平成25年度の保険料は月額15,040円です。学生やアルバイト等の方で収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

### 保険料の猶予・免除制度について

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方の本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

※国民年金のご相談、手続き等については市区町村または年金事務所にお問い合わせください。

### <今年の年金相談会>

日時：平成26年1月17日（金）午前10時から午後3時まで  
場所：南三陸町役場1階相談室 ※年金に関する相談に応じます。

石巻年金事務所 ☎0225-22-5117  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

- ① 介護保険の要介護認定を受けている方
- ② 介護保険主治医意見書に所定の記載（おむつ使用が必要であることが分かる記載）がある方
- ③ 以前にもおむつ代の医療費

## 控除を受けている方

※平成23年3月11日以前に要介護認定を受け、以降平成25年3月31日までの間に認定有効期間の延長をされた方については、津波で町保管の「介護保険主治医意見書」が流出していることから、町の「おむつ使用確認書」が発行できません。前記要件を満たしているか否かに関わらず、医師の発行する「おむつ使用証明書」

不明な場合は窓口までお越しのうえ確認してください。  
◇申請方法 保健福祉課または歌津総合支所窓口へ備え付けの「介護保険主治医意見書」記載内容確認申出書に必要事項を記載のうえ、保健福祉課または歌津総合支所町民福祉課に提出してください。  
※申請書確認には日数を要しますので、お早めに申請手続きすることをお勧めします。

保健福祉課高齢者福祉係  
46-2601

## 気仙沼税務署からのお知らせ

### ■確定申告はお早めに！

気仙沼税務署では、平成25年分の確定申告期における申告書作成会場を2月4日（火）から開設します。

本年も大勢の方の来署が見込まれ、所得税の確定申告期限である3月17日（月）に近づくほど会場は混雑しますので、確定申告はお早めをお願いします。

### ■「確定申告書等作成コーナー」のご利用を！

国税庁ホームページ（www.ntago.jp）の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、ご自宅ですべての確定申告書等が簡単に作成できます。

作成した申告書等は、「電子申告（e-Tax）」か、「印刷して郵送」で提出してください。

### ■e-Taxなら更に便利！

「電子申告（e-Tax）」は、1月15日（水）から3月17日（月）までは24時間（土日祝も）いつでも申告書を提出できるほか、数々のメリットがありますので、ぜひご利用ください。

「電子申告（e-Tax）」を利用する際には、電子証明書の取得など事前準備が必要になります。詳しくはe-Taxホームページ（www.e-tax.ntago.jp）をご覧ください。

### 税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください。

- ・国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が多発しています。
- ・不審な電話があった場合には、最寄りの税務署にお問い合わせください。

気仙沼税務署 ☎22-6780